

## 第4部 計画の推進と進行管理

### 第1章 計画の推進

#### 1. 各主体の役割

循環型社会の形成を目指すためには、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場で、役割を果たすことが重要です。

##### (1) 県民の役割

県民は、ごみの排出者であるとともに、一人ひとりが持続可能な循環型社会の形成に向けた取組みの担い手であることを理解し、日常生活の中で、ごみの減量化に努める必要があります。

そのためには、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策への協力のほか、ごみ減量化に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。

#### 循環型社会の形成

##### ○ごみ減量化の推進

- ◇環境学習へ参加し、廃棄物問題や環境問題に関する関心と理解を深めます。
- ◇廃棄物の排出を抑制するとともに、再生品の使用に努めます。
- ◇廃棄物の分別排出に努めます。
- ◇生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で処理する等、自家処理に努めます。
- ◇製品の使用に際しては、消耗品、食材等は無駄なく使用します。
- ◇製品が故障した場合は、修理により長期間の使用に努めます。
- ◇フリーマーケットや地域の拠点回収に積極的に参加、協力します。
- ◇グリーン購入に努めます。

##### ○リサイクルの推進

- ◇リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択するように努めます。
- ◇過剰包装を断るなど簡易包装を求めるように努めます。
- ◇市町村の分別回収や事業者の回収に協力します。

##### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇産業廃棄物処理施設に対する理解を深めます。
- ◇手続条例に基づく手続に積極的に参加します。

#### 生活環境の保全

##### ○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動に参加する等、地域の清潔保持に努めます。

##### ○災害廃棄物処理対策の推進

- ◇平常時から災害廃棄物の処理に対する理解を深め、災害時における適正な廃棄物処理に努めます。

#### 不適正処理対策の推進

##### ○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇家庭における廃棄物の焼却は行わないように努めます。
- ◇土地の所有者は、土地の適正な管理に努めます。
- ◇岐阜県ふるさと環境保全委員会による活動等、不適正処理の監視に努めます。
- ◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。

## (2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう努めなければなりません。

そのため、拡大生産者責任（EPR）や企業の社会的責任（CSR）を十分認識し、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に取り組むことが期待されます。

### 循環型社会の形成

#### ○ごみ減量化の推進

- ◇ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に努めます。
- ◇ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取り扱います。
- ◇過剰包装をやめて簡易包装に努めます。

#### ○リサイクルの推進

- ◇製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備、回収・資源化ルートの確立に努めます。
- ◇環境管理システム（EMS）の構築、製品の製造段階で再利用が容易な製品設計、循環資源を利用した製品づくり、製品中の有害物質の削減などの取組みを推進します。
- ◇ISO14001の認証取得、各種関連リサイクル法に従った再資源化に努めます。
- ◇原材料やリサイクル方法の情報提供に取り組めます。

#### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇廃棄物の生産工程内利用や自社内利用に努めます。
- ◇廃棄物の再資源化が容易となるように処理、分別の徹底に努めます。
- ◇多量排出事業者は、廃棄物の排出抑制及び循環的利用に計画的に取り組めます。
- ◇新たな生産・加工・建設技術の開発や導入、処理施設の高性能化等により、適正処理が容易な製品等の開発に努めます。
- ◇製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備や回収・適正処理体制の整備に努めます。
- ◇排出する廃棄物の性状、資源化等の必要な情報提供に努めます。
- ◇廃棄物が適正に処理されるよう、必要な廃棄物情報を処理業者に提供します。
- ◇法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深めます。
- ◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。
- ◇処理を委託した廃棄物は、現地確認、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の管理により適正に処理が行われているかを把握します。
- ◇廃棄物処理の委託先を適切に選定するとともに、適切な処理料金を負担し、安易な委託処理を行わないようにします。
- ◇手続条例に基づく手続に積極的に参加します。
- ◇従業員に対する研修等、環境学習の場を提供します。

### 生活環境の保全

#### ○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動に参加する等、地域の清潔保持に努めます。

### 不適正処理対策の推進

#### ○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇土地の所有者は、土地の適正な管理に努めます。
- ◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。

### (3) 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理事業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があります。

そのため、環境保全の視点に立って、安全かつ確実な方法で、適正な廃棄物の処理を行うほか、廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を解消するため、県民に対して積極的な情報公開に取り組むことが求められています。

循環型社会の形成
<p><b>○リサイクルの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。</li><li>◇熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。</li><li>◇中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。</li><li>◇事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大に努めます。</li></ul> <p><b>○廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。</li><li>◇処理能力に応じた計画的な受託を行います。</li><li>◇受け入れた産業廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理します。</li><li>◇施設の設置に当たっては、関係者の理解・協力が得られるよう努めます。</li><li>◇手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努めます。</li><li>◇処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開に取り組めます。</li><li>◇法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深めます。</li></ul>

不適正処理対策の推進
<p><b>○不法投棄等の不適正処理対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。</li></ul>

### (4) 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について総括的な責任を負うとともに、循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の自主的な活動の促進を図る役割を担っています。

循環型社会の形成
<p><b>○ごみ減量化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。</li><li>◇リサイクル製品の調達を率先して行います。</li><li>◇排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進します。</li><li>◇ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。</li><li>◇環境教育・環境学習を推進します。</li><li>◇ごみ減量、再資源化についてのアイデアや意見の聴取、情報提供に努めます。</li></ul> <p><b>○リサイクルの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。</li><li>◇熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。</li><li>◇中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。</li></ul> <p><b>○一般廃棄物の適正処理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。</li><li>◇一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分します。</li><li>◇一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行います。</li></ul>

- ◇一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行います。
- ◇職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努めます。
- ◇住民に対して、現在稼働中の施設に関する情報を積極的に公開します。
- ◇他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進します。
- ◇一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努めます。
- ◇廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努めます。
- ◇事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行います。
- ◇多量排出事業者に対しては、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進します。

#### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行います。
- ◇管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手続に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努めます。

### 生活環境の保全

#### ○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動の実施等により、地域の清潔保持を推進します。

#### ○災害廃棄物対策の推進

- ◇災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備します。

### 不適正処理対策の推進

#### ○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇地域住民と連携した不法投棄等への監視・指導を行います。
- ◇県が主催する連絡会議に積極的に参加します。
- ◇災害時における不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

## (5) 県の役割

県は、循環型社会の形成に向けて廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備などの廃棄物に関する施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進します。

### 循環型社会の形成

#### ○ごみ減量化の推進

- ◇自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。
- ◇リサイクル製品の調達を率先して行います。
- ◇市町村が行う適正処理、減量化の取組み、広域化処理体制の整備に技術的援助を行います。
- ◇ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。
- ◇環境教育・環境学習を推進します。

#### ○リサイクルの推進

- ◇法に基づく分別・減量化・再資源化を推進します。
- ◇分別・減量化や再資源化に必要な事項について、法整備や支援制度等を国に対して積極的に要望していきます。
- ◇グリーン購入や岐阜県リサイクル認定製品制度を推進します。
- ◇岐阜県リサイクル認定製品について、県民及び事業者へのPRに努めます。

### ○一般廃棄物の適正処理の推進

- ◇一般廃棄物処理施設の設置許可、変更許可及び取消しを適切に行います。
- ◇一般廃棄物処理施設の立入検査等により適切な指導を行います。
- ◇県内市町村との廃棄物の処理に関する情報交換や連携・協力を進めます。

### ○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇事業者が行う産業廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、指導・啓発・支援を行います。
- ◇多量排出事業者に対しては、処理計画策定の管理・指導を徹底します。
- ◇産業廃棄物処理業及び処理施設の許可、変更許可及び取消しを適切に行います。
- ◇産業廃棄物処理業及び処理施設の立入検査等により適切な指導を行います。
- ◇産業廃棄物処理施設設置に関して、手続条例等に基づく適正な指導を行います。
- ◇事業者及び関係住民に対して手続条例制度の周知を図ります。
- ◇適正な委託処理を推進するために、電子マニフェストの普及に努めます。
- ◇建設廃棄物の選別・再資源化を排出事業者に周知します。
- ◇中小排出事業者を対象に法令講習会を実施します。
- ◇処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、事業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。

## 生活環境の保全

### ○環境美化運動の推進

- ◇県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。

### ○災害廃棄物対策の推進

- ◇災害発生時に災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて広域処理体制の構築に向けた調整を行います。

## 不適正処理対策の推進

### ○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、関係機関と連携し、監視指導体制を一層強化します。
- ◇通報体制を整備し、不法投棄等不適正処理に係る情報収集に努め、県民に対する説明責任や違反事案の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。
- ◇土砂の埋立てに関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を的確に運用します。

## 2. 計画の推進

循環型社会の形成を着実に進めるためには、各主体がこの計画で示したそれぞれの役割を自発的に果たすとともに、相互に連携して取り組むことが重要です。

県は、本計画第3部に記載した具体的施策を実施することで、自らの役割を果たすとともに、市町村や関係団体との協力、連携に努めます。

また、法制度の改正等、廃棄物を取り巻く動向や社会経済情勢の変化を注視しながら、より効果的な施策の立案・実行に努めます。